

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

○副議長（泊 照彦） 休憩を解いて、会議を続けます。

お知らせします。櫻井議員より、会議規則第145条に基づき、質問に先立ち、資料を配付したい旨の申し出がありましたので、議長においてこれを許可し、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

それでは、22番 櫻井 周議員の発言を許します。櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

本日は、行政改革への取り組みということと、それから東日本大震災を受けまして災害対応という、この2点についてお尋ねしたいと思います。

まず、1点目、行政改革への取り組みについてでございます。

市長就任6年間の行政改革の成果と今後の取り組みということにつきましては、これまで代表質問や個人質問で多く質問もされ、御答弁もいただいているところでございます。私からは行政評価システムの活用という点と、それから公営企業会計、複式簿記の導入という、この2点を踏まえて質問をさせていただきます。

市長就任からの6年間、国レベルでは政治状況をめぐりましてはいろいろなキーワードがございました。例えば事業仕分けという言葉がございました。2年前の民主党政権誕生後に事業仕分けを実施されました。それから多くの地方自治体においてもこの事業仕分けというのを実施されました。例えばこの近くであれば、お隣の西宮市におきましても先月事業仕分け実施されました。私もこの事業仕分けの傍聴に行ってまいりました。そして、休憩時間にこの事業仕分けを実施された有識者の方とちょっとお話をしてまいりまして、そのときに有識者の方がおっしゃっていたのは、そもそも事業仕分けというのは税金の使い方、予算、そういったことに関することなので、本来であれば議会の中で議員がやるべきことではないのか、こういうお話でございました。私も同じ考えでございます。また、国レベルでのキーワードということですと、埋蔵金、隠れ借金という言葉もございました。この点につきましては、我が会派を代表しまして、川上議員の質問の中でも取り上げてございまして、御答弁もいただいているところでございます。要するに、透明性、簡潔性が会計によって非常に重要だということだと思っております。

また、市長御就任いただいてもう既に6年たったということで、この間、多くの成果を上げられていらっしゃいます。例えば事業仕分けという言葉に関連しましては、就任の平成17年から行政評価システムを早速導入されました。そして、これはすなわち事業仕分けをするための基礎資料、決算委員会の中で議員がみずから事業仕分けを実施できる、そういった状況が整いつつあるということだと思っております。また、埋蔵金、隠れ借金ということに関連しましては、平成21年度より公営企業会計を5つの事業について導入いたしました。これは一言で公営企業会計導入といいましても、資産査定が大変な作業になります。過去の帳簿をすべて洗い出して、一つ一つチェックしていかなきゃいけない、大変な作業だったと思っております。これを就任直後から着手され、3年かけて資産査定を行われたと。そ

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

して、平成21年度からこの公営企業会計導入ということに至ったというふうに理解しております。また、公営企業の実態がより明らかになったということだと思います。例えば下水道事業については、汚水の部分については、受益者負担の原則ということが、それまでもうたわれておりましたけれども、ただ、普通のこれまでの単式簿記ですと、この受益者負担部分というのが必ずしも明らかにできなかったところもございました。しかし、この公営企業会計導入によって明らかにすることができた。それが今般の下水道料金の改定の御提案につながったものというふうにも理解してございます。

そこで、市長にお尋ねいたします。これまで6年間に取り組んできた行財政改革において、行政評価システム、公営企業会計、特に複式簿記の導入をどのように位置づけて活用されてこられましたでしょうか。

また、これらの導入により、行政改革にどのような成果を上げてこられたとお考えでしょうか。

さらに、今後の行財政改革への取り組みに向けて、事業仕分けについての考え方も含め、市長の思いのたけをお話しいただきたいと思っております。

一方で、会計において透明性、簡潔性が重要との観点に立ちますと、特に特別会計のうち、資産規模の大きい会計については、損益勘定、資産勘定、負債勘定、それから資本勘定、こうしたものに区分すべきというふうにも考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

特別会計のうち、資産が大きい会計として、具体的に申し上げますと、宮ノ前地区地下駐車場事業と公設卸売市場事業が上げられるかと思っております。この両事業の御担当の部長にお伺いいたします。

両事業につきましても複式簿記を導入すべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。特に宮ノ前地区地下駐車場事業については、都市整備公社の駐車場事業との統合を検討されているというふうにも聞いておりますところ、この統合の検討に先立って、各駐車場事業の資産内容を明確にして把握しておく必要があるかというふうに感じておりますが、複式簿記による財務諸表の作成、いかがでございましょうか。

次に、行政評価システムの活用についてお尋ねいたします。

行政評価全般の反省点と課題については、昨日の佐藤議員から質問がございまして、そして御答弁も既にいただいているところでございます。本日は、昨日の佐藤議員の議論をさらに深めてまいりたいというふうに思っております。

まず、1点目としまして、施策目標というのがこの行政評価の中に書いてございますけれども、ここの部分について簡潔、明瞭に表記すべきというふうな問題意識を持っております。お手元の資料、済みません、傍聴者の方にはお配りはしていませんけれども、当局の方と、それから議員の皆さんにはお配りしておる資料でございます。

1ページ目の資料でございます。矢印Aで示しております施策の目標というところがございまして、ここちょっと読み上げてみます。一人一人の子供が基礎的な知識や技能に加え、

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

みずからの頭で考え、意見や目標を持ち、行動できる力、すなわち確かな学力を身につけるとともに、ことば文化都市伊丹にふさわしい国際化、情報化社会に対応できるすぐれたコミュニケーション能力を備えた、未来に向けて大きな夢を膨らませる伊丹っ子をはぐくむことを目指すというふうになっております。非常に一文が長いということで、一読しただけではよくわかりません。要するに、ここで言いたいことは、確かな学力を身につけるということと、すぐれたコミュニケーション能力を備える、この2点でございます。この施策目標というのは、施策を担当している担当者だけではなく、関係する人、例えばこのような教育の事業であれば、学校関係者であるとか、さらにはより広く親御さんも含まれるかもしれません。そうした人たちに広く理解していただき、そしてその理解を共通認識を持った上で心を合わせて一丸となって取り組んでいく、そのために必要な目標だというふうに理解しております。したがって、そういったことを理解を、ちゃんと心を合わせられる、そのためにもやはり施策目標は簡潔、明瞭に記載すべきだろうというふうに思います。

もしここで簡潔、明瞭に書いていないと、どのような不都合が起きるかというのをちょっと具体例でお示ししたいと思います。お手元の資料、3ページ目でございますけれども、これはみずから学び、みずから考える力をはぐくむ教育の推進という施策でございます。これは平成23年度の事前評価のものであります。つまり3月の予算のときに作成されたものです。先ほどの1ページのほうは、ちょっと紹介がございましたけれども、これは平成22年度の事後評価、つまり9月定例会に向けて作成されたものでございます。つまり平成22年度と平成23年度、違いますので、施策名もちょっと変わっているというところでございます。この施策の目的のところ、もう一度読み上げるようなことはしませんけれども、書いてある中身は確かな学力を身につけるとということと、コミュニケーション能力を備える、この2点は共通してございます。ところが、この下に事務事業がたくさん書いてございますけれども、矢印Bで示しておるところでございますが、ここにはコミュニケーションに関する事業が書いてございません。1ページのほう、戻っていただきまして見ていただきますと、こちらには例えば小学校英語教育支援事業ですとか、英語暗唱スピーチ大会事業ですとか、外国人英語指導助手派遣事業ですとか、コミュニケーションに関する事業が並んでおります。3ページ目のほうではどっか行ってしまったと。どこに行ったのかと聞いてみると、4ページ目を見ていただきまして、新たな社会への対応力をはぐくむ教育の推進というところでここに3つほど載ってございます。これは平成22年度は第4次総合計画でした。平成23年度から第5次総合計画に変わりました。この変わり目で施策なり事務事業なり、再整理をされたわけですが、再整理をする中で、この事務事業はあっちからこっちに移したけれども、施策の目的を直すのを忘れたという、単なる事務的ミスといえばそれまでなんですけれども、ただ、やはり担当者におかれても施策の目的というのを十分に理解していなかった、心に刻んでいなかったということから、こうしたミスが生まれるものというふうにも思います。担当者すら理解できないものを関係者みんなが

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

理解できているはずもないというふうに思います。

教育長にお願いなんですけれども、これは別に担当者を責めているというわけではなくて、仕組みが悪いということですので、決して担当者を責めないでいただきたいというふうにも思います。

さて、ここでお尋ねいたします。行政評価において施策の目標は簡潔、明瞭に記載すべきだ。できれば1行で書くべきというふうに思いますけれども、どのようにお考えでございましょうか。

国をめぐるキーワードということでございますと、かつて霞が関文学という言葉もありました。お役所特有の言葉遣いということだと思いますけれども、伊丹はことば文化都市でございます。それにふさわしい言葉遣いをお願いしたいというふうに思います。また、柿衛文庫の伊丹市でございます。俳句の五七五でお願いしますというふうには申し上げませんが、しかし、17文字程度でぎゅっと圧縮した形で、簡潔、明瞭な表現をお願いしたいというふうに思います。

次に、事前評価における事務事業の評価についてお伺いいたします。

平成23年の予算審議の際に提出された事前評価において、施策ごとのシートは作成されております。しかし、事務事業ごとのシートは作成されておられません。

そこで、お伺いいたします。事務事業ごとのシートも事前評価の段階から作成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、3点目といたしまして、事務事業の評価における活動指標についてお尋ねいたします。

これまた、お手元の資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。これは、先ほど申し上げた事務事業ごとの評価シートでございます。行政評価結果報告書というのはこういった形で配付されておるわけですが、入手可能なわけですが、この事務事業のシートについてはこの報告書の中には入ってなくて、伊丹市のホームページにデータとして載っていると。事務事業は800以上ございますので、それを冊子にするとこんな電話帳よりもっと分厚いものになってしまうということから、紙ベースでは配られていないということでございます。この部分におきまして、Bのところ、活動指標を見ていただきますと、計画値17、それから実績値17というふうになってございます。この17という数字、どういうことかといいますと、市内小学校17校でございます。17校全部で実施しているということでございます。ところが、学校で実施しているといったときに、1クラスで実施していれば1校、全クラスで実施しても1校というふうにカウントすることもできるかと思えます。そうしたときに、17校で実施しましたというのは、必ずしも実態を正確にあらわしているとは言えないような気もいたします。むしろ無理に数字であらわすというよりは、例えば全校全クラスで実施というような形で表記したほうがより正確に実績といたしますか、実態をあらわすことができるのではないかというふうにも思います。

そこで、お伺いいたします。このように事務事業の活動指標の設定に不適切なものがあ

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

るようにも思われますが、今後の事後評価におきましては見直しいただけますでしょうか。

それから、4点目、事後評価における事務事業ごとの成果についてお尋ねいたします。

引き続きお手元の資料、2ページ目をごらんください。矢印Bで示したところ、活動指標ということで、計画値17、実績値17ということで示されております。しかし、その後、この17校でことば科の授業を実施しましたと。実施した結果、どのような成果が上がったのかということについてはここには書かれておりません。書かれておりませんが、総合評価、星4つと最高ランクの評価がついております。これはもちろん内部評価としてされたということで、内部の方はよく事情を御存じということで評価はできているというふうに思いますけれども、一方で、外部評価にこれを使うとしたときには、外部者は当然事情はわからないわけです。どんな成果が上がったかもわからない。これだと事業仕分けをやろうと、これに基づいて外部評価をやろうと思ってもできないということになります。

したがって、この活動指標と、それから総合評価の間ぐらいに成果を書く欄を設けてはどうかということをお話ししたいと思いますけれども、成果を書けというと、なかなか成果は数字であらわせないとか、いろんな御意見もあろうかと思えます。そこで、5ページ目をごらんください。これも「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹特区の推進ということで、同じ内容の、先ほどと、2ページ目と同じ内容の事務事業についての評価でございますけれども、これは「伊丹の教育」という別な冊子、これは教育の事業に関しては法令に基づきまして、別途行政評価をやっているということでございます。こういう重複してやっていることは無駄ではないのかという点については、これはこれでまた別途議論は必要かとは思いますが、きょうはお話ししたいのは、この矢印Aで示したところでございます。この教育のほうについては、成果、課題という欄がありまして、成果、課題についてしっかりと記載されてございます。ですから、成果を評価しようと思えばできると、書く欄があれば書いてくださるということだと思います。

そこで、お伺いいたします。事務事業ごとのシートにおいても成果を記載する欄を設けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、行政評価についての質問をこれで終わらせていただきます。

次、東海、東南海、南海の3連動地震というのが言われておりますが、それによって想定される津波被害への対応についてお伺いいたします。

この夏休みと申しますか、夏の間、私は宮城県の被災地のほうに行ってまいりました。7月には宮城県南三陸町に行ってまいりました。8月には宮城県石巻市、旧雄勝町に行ってまいりました。そこで被災地ボランティアということで活動してまいりました。どちらも三陸海岸地方ということで、津波浸水被害、大変大きいものがございました。現場に行った感触からしますと、地震の揺れよりも津波による被害のほうが圧倒的に大きい、そんなふうに感じました。本当に津波の持つ恐ろしさというのを肌で感じてまいりました。

そこで、お伺いいたします。関西では、東海、東南海、南海地震が想定されておまして、兵庫県地域防災計画におきまして、想定津波高さを暫定的に2倍に引き上げられてい

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

るところでございしますが、伊丹市には津波は到達すると想定されているのでしょうか。

また、近隣市における浸水被害、津波浸水被害の想定はいかがでしょうか。

また、ただ、伊丹市というのはそれなりの標高もあって、また海岸線からもそれなりの距離があるということで、なかなか伊丹市において浸水被害というのは想定されないのかなというふうにも思っております。しかし、お隣の尼崎市や西宮市は海岸部を持っておりまして、そして大きな津波が来た場合にはもしかしたら津波による浸水被害というのがあるかもしれません。まちじゅうは泥だらけになるということになるかもしれません。そうしますと、そこですぐ暮らすということもなかなか難しいということになれば、多くの方、かなり大変大勢の方が伊丹のほうに避難されるということもあるかもしれません。確かにこのような市域を超えた災害対策というのは、基本的に県の仕事でございします。したがって、県でしっかりやらしてもらわなきゃいけないというのが大原則ではございしますが、しかし、そうはいつても、いざ災害が起きましたと。そうなると実際に動かなきゃいけないのは現場で対応する基礎自治体であるところの伊丹市でもございします。災害が発生したときに現場が適切に対応できるように、やっぱり伊丹市として一定程度備えておく必要があろうかというふうに思います。また、県の地域防災計画が現在見直し作業中ということでございしますけれども、適切に作成されるように県に対して意見具申をしていくということも必要かと思ひます。

そこで、お伺いたします。多くの被災者が伊丹市に避難してきた場合に、避難場所の確保、避難グッズの提供、医療、救護の提供、ボランティアの調整など、いろいろなことがございしますけれども、伊丹市においてはどのような対応を準備されているのでしょうか。また、準備すべきなのでしょうか。

また、津波により近隣市において大きな被害が発生した場合には、伊丹市からも支援に行くべきかというふうに思ひますけれども、伊丹市においてどのような対応を準備されているのか、または準備すべきなのか、お聞かせください。

また、兵庫県の災害対策の体制についてちょっと考えたいというふうに思ひます。

兵庫県にも防災倉庫というのございします。阪神地域におきましては、今津浜海浜公園でございします。海浜公園でございしますから、津波が来たときにどうなるのか、とっても心配でございします。一方、伊丹市は内陸に位置するということから、津波浸水被害は想定されにくいという特徴がございします。また、国際空港もございします。自衛隊も駐屯しております。こうした災害対応という点で立地に優位性があるかというふうにも思ひます。

そこで、お伺いたします。こうした伊丹市のすぐれた点を兵庫県の地域防災計画の中でしっかりと活用していただくように、県に対して意見具申すべきというふうに考えますけれども、お考えをお聞かせください。

また、最後になりますけれども、兵庫県の医療体制についてもちょっと考えたいというふうに思ひます。

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

阪神神戸地域の三次救急病院、これを順に見ていきますと、例えば兵庫医大病院、これは武庫川の河口近くにございます。県立西宮病院、これも海岸近くにございます。兵庫県災害医療センター、これはHAT神戸のまさに海に面したところにございます。神戸市立医療センター、ポートアイランドの中にございます。すべて海側に位置しておりまして、津波に対して大変脆弱な配置となっております。

そこで、お伺いいたします。現在の三次救急病院の配置を考えますと、津波浸水被害が想定されにくい阪神北地域にこそ三次救急病院を整備すべきではないかというふうにも考えますところ、近隣市と連携しつつ、このように県に対して意見具申すべきかというふうにも考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（泊 照彦） 藤原市長。

○番外（市長藤原保幸）（登壇） 私からは、1点目のお尋ね、行財政改革への取り組みの中で、市長就任6年間の行財政改革の成果と今後の取り組みについて、私なりの考え方、思いについて御説明申し上げたいと思います。

今大きく時代が変わりつつあります。国の形が変わりつつあります。自公政権のときは地方分権と言われまして、現在の民主党政権は地域主権というような言い方もされますけれども、いずれにいたしましても、市民、国民に身近な行政分野はできるだけ地方で行い、国は国でなければできないことに絞り込んでいくというような考え方でありまして、こうした改革の中で国と地方が対等な関係になってまいりました。そして、地域のことは地域で考えて、市民に身近な基礎自治体としてみずからの判断と責任で市政を推進する必要が強まってまいりました。

こうした中、私は真に自立した団体として、地方自治体といえますのは、その地域の市民の皆様の理解と支持がなければ、こうした厳しい状況の中で政策実現でありますとか、行財政改革に取り組むことはできないと考えております。そのために、市民の皆さんに行政のことを理解いただくことも必要だということで、市民の皆様への情報公開と説明責任を果たすことが何をやるにしても前提として重要であろうと考えまして、その一つの手法として行政手法でありますとか、財政状況の明確化、さらには行政運営に当たっては地域経営といった視点が必要だというふうにございます。

こうした私の考え方に基きまして、本市におきましてはといたしますか、私の市長就任以来と申すことでありますけれども、他市に先駆けまして、先駆的に行政評価に取り組んでまいりました。これにつきましては、自画自賛で恐縮でありますけど、この分野の研究の方からも伊丹市の取り組みについて一定評価をいただいております。そして、これを活用いたしまして、行財政改革に係る事務事業の見直しの基礎資料として、また市民の皆さんへ市民の皆さんからお預かりした税金の使い道をわかりやすく説明するためのツールとして逐次ステップアップを図りまして、よりわかりやすいようになるものに工夫してきたつもりではございます。ただ、率直に申し上げまして、きょうも議員から

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

種々御指摘いただきましたように、市民の皆様から見てこれで十分かということであれば、まだまだ改善の余地があるかなと思っておりますので、市民の皆さん、議員の皆さんの御意見を承りながら、よりよい形にステップアップ、今後もしてまいりたいと思います。

そして、目下の急務となっております行財政改革につきましては、まずやはり市の財政、行政の仕組み、複雑であります。そして専門的なこともありますので、一般市民の方は非常にわかりづらいということもありますので、それをできるだけわかりやすい形で整理することから始める必要があるだろうと。そして、地域経営の視点からも、下水道会計の例を議員御指摘いただきましたけれども、資産と債務の実態を把握いたしまして、その上で経営状態の現状をしっかりと把握した上で改革を推進する必要があると考えておるところでございます。

そういう面で、複式簿記の資料でありますところの財務諸表4表や連結決算の資料を作成いたしまして公開する。さらには本市独自の取り組みといたしまして、できるだけわかりやすい財政資料を提供する工夫を重ねているところでございます。庁内の職員には、例えば申し上げてるわけで、小学生にわかれといってもなかなか難しいかもしれないけれども、中学生にはある程度わかるようにというようなことで考えてほしいというような指示もしておるところでございます。

御質問にありましたように、下水道会計を公営企業会計にして、複式簿記化したこともその一環でありまして、汚水と雨水との処理の区分が明確でないというようなことでは説明できないということで、市長就任以来、これを企業会計化するというところで予算もちょうだいしてやってきたところでございます。

代表質問でも御説明申し上げたところでありますが、こうして私の市長就任後に決定いたしました行財政運営改善計画を推進いたしまして、5年間で203項目、137億5000万円の健全化を行いました。そして、特例債を除きました市民の負担で返さなければならぬ普通債の地方債残高といたしましては、平成17年度より約65億4000万円の減となっておりますところでございます。当初の計画では127項目で126億6000万円の効果額を予定しておったところでありますけれども、行政評価の結果を予算編成と連動させながら、毎年度さらなる健全化ができないのかという検討を進めてまいりまして、達成度はおかげさまで108.56%と上回ったところでございます。

ただ、これで十分ということでは決してありませんで、私の今後への思いということをお尋ねいただきましたが、そもそも今つらつら申し上げました私の考え方は、第5次総合計画の中で、「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」と将来像とさせていただいております。要は、このともにつくるということがポイントでありまして、ともにつくるためにはともに理解していただかねばならないであろうということでありまして、そういう面で、第5次総計を具体的に進めていく推進ツールといたしまして、この行政評価をさらにわかりやすい形に改善してまいりたい。そして、新たに策定いたしました行財政プランに基づきまして、行政改革に終わりはないと思います。そういう面で、不断の改革努

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

力を進め、市民とともに考え、市民の皆様に頑張ってるから税金を負担してもいいと思ってもらえるような市政にしていかなければならないのであろうというふうに考えておるところでございます。

そのために、財政の面で申し上げれば、単に財政を健全化しますというだけではなくて、具体的な健全化に向けた目標値をお示したところでございます。これは目標値もやや専門的でわかりづらいという御意見もあろうかと思えますけれども、できるだけそういう定量化の努力をして、達成できたのかできないのか、それを市民の皆さんに評価いただけるようにしてまいろうということで努力しているところでございますので、御理解賜りたいと思えます。

あと、議員から事業仕分けについてどう考えるのかといったようなお尋ねをちょうだいいたしました。

これは議員も触れられましたように、国の政権交代に伴いまして、これまで前政権でやってきた事業を仕分けするのだということで行われまして、マスコミからも大きく取り上げられ、実況放送されたといったようなことで、私も非常に関心を持って見てまいりました。確かに、蓮舫さんの歯切れのいい言葉でありますとか、ふだん多分威張ってるんだろうと思うような主要官庁の幹部がみんなの前でこてんぱんに批判されるというようなことで、小気味よいというようなことで一定評価をいただいたというところもあるようでありますけれども、一方で、実際にそれでどれぐらいのいわゆる無駄が省けたのかといったようなことについては、率直に申し上げて、よくわからない。少なくとも民主党が目標とされていた、マニフェストで示した財源を生み出すまでにははるかに及ばない額にとどまってしまったということもございます。

そして、さらに、これを市の立場でどうか、国のほうではそういう一定国民のやんやの喝采を得たというところもありますので、市でもやってはどうかといったような御提案もいただいてまいりましたし、実際全国幾つかの市で、議員も御紹介されましたように、取り組んでおられるところもございます。他市の取り組みを私がとやかく言うつもりはございませんけれども、私の思いとしましては、国の行政評価の放送、現場を見ながら感じましたのは、事業仕分けの場で外部のシンクタンクの方とか、学識経験者の方がいわば国民の代表として正義の味方というような立場でいろいろ厳しくやっておられたわけでありまして、ただ、そういう方々が本当にではどういう立場で国民の代表として、別に選挙で選ばれたわけでもありませんし、一定の任命を受けられた一人の人としてはわかるのですけれども、その人のおっしゃってるのがすべて正しいのかどうかというような点もよくわかりません。

さらには、これを市でやろうといたしますと、伊丹市の事業仕分けをやるのに東京の専門家を呼んできて評価してもらおうというのについては、私もこの本会議でも申し上げておりますとおり、私は現場主義を唱えておりまして、一番市の施策の実態をわかっているのは現場の職員であり、市民の皆さんであろうと、そんなふうに思っておりますので、外か

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

ら専門家を呼んできて、これはいいか悪いかというのを判断していただかなければいけないのかというと、それはどうなのかなというのが私の基本的な考え方でございます。

ただ、一方で、事業仕分け、行政評価もそうでありますけれども、やっている本人が評価するというのはつつい自分に甘くなるやもしれませんし、やっている本人が評価し、事業仕分けを結果を出すことについて説得力もないのではないかという御指摘も一方でそのとおりだと思います。そんなこんなを考えますと、議員もおっしゃっておられましたけれども、事業仕分けを本来は議員の仕事であるとおっしゃっていただいて、まさにそのとおりではないかと思えます。常にやっております我々、市長部局の者が市長部局の仕事をどう評価するかというのは説得力がないわけではありますが、議員の皆様方はまさに公選によりましてきっちりとした手続で市民の代表として議員の立場におられるわけでいらっしゃるし、本日もそうでありますけど、議会審議を通じて伊丹市の仕事のいいところ、悪いところ、いろいろ御審議いただき、御存じいただいているわけありますから、そういう立場で事業仕分けはやっていただくというのは本来の姿かなというふうに思えます。

ただ、あえて申し上げれば、事業仕分けという、そういう新たな場を設けるのが本当に必要なかどうか。本来は私が思いますのは、この予算、決算の審議がそうありますけれども、外郭団体のことも含めて、伊丹市議会においては非常に厳しい、また細部にわたる御審議もいただいております。私どももできるだけ議員の皆様方、市民の代表である議員の皆様方に的確に審議いただきたいと、私心の底から思っておりますので、資料についてもできるだけオープンにお示ししておるところであります。そうした議会におけます予算審議、決算審議自体が事業仕分けと同様の内容を果たしていただいているのではなからうかというふうに私は思っております。

ただ、傍聴に来ていただいている方も、今度市民の皆さんがそう思っているかどうかということが今後の課題かなというふうに思っております。私も地域の方々といろいろお話する中で、伊丹市は事業仕分けやらないのですかといったような御意見をお聞きすることがあります。私は議会でやっていただいておりますというようにお話をすると、審議いただいているという話をするわけありますけれども、それでもやはり外の人に見てもらったこともいいのではないかとといったような御意見も市民の方からお聞かせいただいたこともありまして、今後そうした面で、私どもとしても改めるべきは改めながら、議会の議員の皆様方におかれましても、議会が市長と違う立場で、市長の仕事というか、当局の仕事をチェックしておく、事業仕分けに相当する仕事をしておるのだということを市民の皆様方に御理解いただけるような努力をしていただければありがたいなと、そのように思うところでございます。

したがいまして、現時点で私は早急に他市でやっておりますような、どっかの専門家を呼んできて仕分けをしてもらうというようなことは現在では考えておりませんが、今後市民の皆様方、また議員の皆様方の御意見を拝聴しながら、外部評価が必要であろうということはそのとおりだと思いますので、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

その他の御質問に対しましては、担当部長より御説明申し上げます。

○副議長（泊 照彦） 平寄理事。

○番外（理事平寄正俊）（登壇） 私から、特別会計における複式簿記の導入に関するお尋ねにお答えを申し上げます。

地方公共団体の会計の経理につきましては、地方自治法第209条に基づき、一般会計及び特別会計によることとされており、いわゆる官庁会計による現金経理で行うことが定められております。一方、地方自治法に対する特別法として、地方公営企業法が定められており、同法の適用を受ける事業につきましては、いわゆる企業会計原則に則した複式簿記の経理によってこれを行うこととされております。この企業会計の原則によるべき考え方として、同法におきましては、水道事業や病院事業などに対して財務規定を義務づけておりますが、これ以外の事業につきましては、同法第2条第3項の規定におきまして、「地方公共団体は政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業にこの法律の規定の全部または一部を適用することができる」こととされ、同法施行令においては、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについて同法の規定の全部または一部を適用することができることとされております。この法令に基づけば、同法の適用を行うか否かの判断基準は、主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入をもって充てることができるか否かとなりますが、この点につきましては、同法の解釈運用に当たって規範とされている基本通達におきまして、その経常的経費の少なくとも70から80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものであることとの見解が出されているところでございます。

したがって、本市におきましては、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、自主的に財務規定を条例で適用させている会計につきましては、下水道事業のみとなっております。その他の事業におきましては、採算性の確保が極めて難しい状況となっていることから、これを適用しておらず、本則に戻って地方自治法上の特別会計としているところでございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（泊 照彦） 行澤都市基盤部長。

○番外（都市基盤部長行澤睦雄）（登壇） 私からは、宮ノ前地区地下駐車場事業特別会計に関する御質問につきまして、御答弁申し上げます。

現在本特別会計につきましては、平成21年度より指定管理者制度の利用料金制を導入し、事業運営を行っているところでございますが、平成22年度決算における歳入では、指定管理者から4000万円の利用料金と一般会計からの繰入金約1億2400万円が主な収入となっております。一方、歳出では、繰り上げ充用金以外の支出におきまして、駐車場建設時に借入れを行いました地方債の償還元金と利子を合わせまして2億1900万が主な内容でありまして、平成22年度の決算で約7300万円の単年度赤字を生じる状況となっております。こうした会計上の収支不足はこれまでからも生じておりまして、平成22年度末の実質収支は約5億4000万円の不足額が生じる状況となっております。

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

そこで、議員御質問の地方公営企業会計と同様の会計方式の導入についてでございますが、確かに複式簿記による財務諸表の作成によりまして、資産、資本、負債などの状況は明確になりますが、当該駐車場につきましては、整備に至った経緯からも極めて公益性の高い性格を有することや、先ほど理事からも御答弁を申し上げましたように、基本通達において経常的経費の少なくとも70から80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものであるということとされており、現状の事業運営におきましては70%を下回る内容であり、不足する資金を確保できない現時点におきましては、地方公営企業会計方式の導入は極めて難しいものと考えております。

また、都市整備公社の駐車場事業との統合の検討に先立ち、財務諸表を作成すべきとのことにつきましては、現在行財政改革推進懇話会が設けられ、同懇話会の経営検討部会におきまして、本市の各種外郭団体のあり方等が種々議論されており、都市整備公社についても引き続き検討されている状況でございますので、現時点では明確な御答弁を申し上げられませんが、議員御質問の内容につきましては、私どもの事業運営上における貴重な御意見として承りたいと存じておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（泊 照彦） 庄田都市活力部長。

○番外（都市活力部長庄田徳男）（登壇） 私から、伊丹市公設卸売市場会計への複式簿記の導入に関する御質問にお答えいたします。

現在の公設卸売市場は昭和40年の開場、その後、新卸売市場法の施行に伴い、地方卸売市場として改めたこと。昭和62年7月には施設を全面改装し、新たにオープンしたこと。その後、18年4月の青果卸売業者の撤退が生じたことから、残る業者の事業継続への影響や市場事業協同組合、出荷組合、仕入れ小売業者などからの要望を踏まえ、近隣大規模卸売市場の青果卸売業者に対し、当卸売市場への青果卸売業者としての進出要請を精力的に行いましたのですが、結果としてかなわず、地方卸売市場からその他の卸売市場の位置づけへ変更し、現在に至っております。

こうした経緯を踏まえまして、当卸売市場の今後のあり方につきましても、市場運営委員会におきまして鋭意検討、協議を、研究を重ねておりまして、当該施設が農林水産省の補助を得て整備した施設でございますことから、兵庫県の御指導のもと、平成20年度に近畿農政局より施設を廃止せず、農林水産関連施設の位置づけとして有効活用するのであれば、一部用途の変更を許可するとの回答を得ましたことから、既存市場内業者の営業確保と市場の活性化はもとより、本市の農産物生産農家を含む近郊農家の保護、育成のため、農産物直売所「スマイル阪神」の整備及びひょうご都市農業支援センターの誘致など、都市農業振興拠点施設として整備し、現在に至っております。

この間、さきの理事の御答弁にもございましたが、地方公営企業法の基本通達に基づき、特別会計を設置し運営してきたところではございますが、平成22年度には実質収支の赤字も解消できたところでございます。ただ、同法基本通達に示す経営に伴う経常的収支を

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

もって経常的経費が賄えた結果ではございません。このことから、採算性の確保の視点に加え、さきに申し述べました経緯等から、今後も現行で運営してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（泊 照彦） 松井総合政策部長。

○番外（総合政策部長松井正道）（登壇） 行政評価につきまして、資料をもとに数点の改善すべき点があるのではないかとという御質問をいただきました。

御質問で御指摘いただきました結果報告書の表示方法等、4点ほどの改善点につきましては、市民の皆様方に、より一層説明責任を果たすという趣旨から、検討を加えまして、改めるべき点は見直してまいりたいと考えております。

また、記入に当たりましても、御指摘ありましたように、できるだけ簡潔になどということにつきましても、各部局に対して指導、要請してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民へのよりよい説明責任を果たすこと、それと第5次総合計画事業実施計画の効果的な進行管理を図るという、この行政評価の2つの目的が十分に果たされるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（泊 照彦） 伊藤危機管理担当市長付参事。

○番外（市長付参事伊藤雅彦）（登壇） 私からは、東海・東南海・南海三連動地震などによる津波被害への対応に関する数点の御質問にお答えいたします。

まず、中央防災会議が平成15年9月に公表した、東海・南海・東南海の三地震が発生した場合、想定はマグニチュード8.7で、この場合でも阪神間の沿岸部の津波の高さは3メートル以下で影響は限定的であり、本市には直接影響がないことになっております。しかし、今回の東日本大震災を受けまして、中央防災会議においてマグニチュード9.0の想定のもとで各市の見直しが行われています。

なお、兵庫県としても、見直しによる津波の被害想定につきましては、その結果を10月ごろ公表するとお聞きしておりますので、引き続き情報収集に努めてまいります。

また、本市の防災計画では、1万5000人の避難者の発生を想定して1日分の食糧4万5000食を備蓄して、残り2日分は協定により調達することといたします。

次に、市外からの避難者の受け入れ、物資の配布につきましては、兵庫県地域防災計画によりまして、被災地から県を通じて隣接市町の受け入れを要請を行うことになっております。また、平成18年には県及び各市町間で「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」を締結し、各市の能力の範囲内で被災者の受け入れを応援することといたしております。

したがって、伊丹市民でないことを理由に避難所への受け入れを断ったり食糧の配布を拒むといったことは、人道上の観点からも考えないと認識しております。

次に、医療救護につきましては、被災者に対する医療を実施するため、伊丹市医師会初め医療関係者をもって救護班を編成し、救護所の開設や巡回により医療に当たることとされています。また、災害の規模、負傷者の発生状況によっては、兵庫県初め日本赤十字社、県医師会に応援を要請することになります。

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

次に、ボランティアの調整につきましては、本市でもボランティアセンターを社会福祉協議会内に設置し、約2100人の事前登録ボランティアを初め、各地から来られた災害ボランティア、この方々たちを効率的、スムーズに被災者の支援につながるようなことを同センターがコーディネートすることになっております。

次に、津波浸水区域への医療救護のバックアップにつきましては、平成8年度に「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力」に関する協定を締結し、極力医療活動の低下防止に努めているところであります。伊丹病院の設備等の被災想定を想定し、各種状況に応じた受け入れマニュアルを策定中であり、トリアージの設置や停電時の対応につきましても対策を検討中でございます。

次に、津波に遭った地域等のボランティアの調整につきましては、平成13年に阪神間7市1町で締結しました「災害応急活動の相互応援に関する協定」で対応することになりますが、広域的なボランティア情報の集約や情報発信、バックアップ体制については、今後機会を見て各市と協議の場を設けてまいりたいと考えております。

次に、県の広域防災拠点につきましては、県地域防災計画によりますと、1時間以内で人員や物資が到着できることを基本に交通結節点を中心に19カ所配置されております。兵庫県では三木総合防災公園を中心拠点としてまして、分散配置した各防災拠点が連携してバックアップ体制をとることとしており、物資の搬送には尼崎港川西線、尼崎宝塚線を重要道路として供給することとなっております。したがって、本市も救援物資等を送る場合はそのルートを利用し、提供することになると認識しております。

次に、阪神地域の三次救急病院の状況につきまして御答弁申し上げます。

議員御指摘のように、地震による津波被害を考えたとき、より近いところに三次救急病院があることは圏域全体にとって大きなメリットであると思っております。三次救急については都道府県が広域で計画を立てるもので、兵庫県でも神戸、阪神など7ブロックに分けて整備を図っております。こうした県の計画を踏まえ、伊丹市でとるべき津波、地震による大災害への対応といたしましては、阪神・淡路大震災以降に国が大規模災害を想定して全国規模で整備した「広域災害救急医療情報システム」の活用を考えていくことが重要になると考えられます。このシステムは兵庫県でも他の都道府県とリンクできる形で既に整備されており、圏域内の一次、二次、三次それぞれの救急医療機関の当直医等の状況が把握できるようになって、伊丹市の救急医療の現場でも活用されています。

今後、県を越えた情報が共有できる仕様が構築されており、このシステムが整備されて以来、これまで都道府県を越えた救急搬送には高い垣根があるとされたところが大きく改善されております。

御指摘のような大規模災害が発生した場合、津波の影響を受けないであろう大阪吹田市にある第三次医療機関である大阪大学医学部附属病院、済生会千里病院への搬送が考えられます。

今後、阪神北部の地域でも生命の危険に瀕している状況の患者をスムーズに搬送できる

2011年9月定例会・本会議（個人質問）

よう、該当機関との連携をさらなる条件整備を図っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、大阪国際空港や2つの陸上自衛隊駐屯地が立地している本市の県下での一時的な有用を考えますと、津波被害地域のバックアップを果たす広域災害拠点地の可能性も秘めていると言えます。

関西広域連合において、広域的視点からの各種防災対策が打ち出されると聞き及んでおりますので、情報収集に努め、関係部局とも十分協議、調整の上、関西広域連合に対しても兵庫県を通じて必要があれば要望を行っていくことと考えていますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（泊 照彦） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周） 時間なくなりましたんで、じゃあ。